

令和元年度 出雲市社会福祉法人指導監査結果の概要

1. 実施期間 令和元年 8月～12月

2. 一般監査 (特別監査は該当なし)

法人数 19 法人

指摘状況

	指摘区分※				指摘内容の分類		
	文書指摘	口頭指摘	助言	計	法人運営	事業	管理
法人数	8 法人	19 法人	19 法人	—	19 法人	8 法人	19 法人
指摘件数	16 件	151 件	72 件	239 件	117 件	9 件	113 件

※指摘区分 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合、又は指導を行わずとも改善が見込まれる場合

助言：法令又は通知等の違反は認められないが、法人運営に資するものと考えられるもの

3. 指導監査の実施体制 福祉推進課指導監査室において実施

4. 指導監査における留意事項 (令和元年度社会福祉法人指導監査実施計画による)

◎実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているかを、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、次の事項に留意して実施する。

特に、平成 28 年 3 月 31 日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認する。

①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び施設運営の確保

②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

◎重点指導監査項目

①組織運営関係

ア 定款及び諸規程の整備

イ 適正な評議員及び役員等の選任手続き及び適正な理事会・評議員会運営の確保

ウ 役員及び評議員に対する報酬等の基準の制定

エ 監事監査機能の強化

②管理関係

ア 経理規程に則した適正な会計処理

イ 適切な資産管理

ウ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表

エ 役員等報酬の支給状況の確認

5. 指導監査結果の概要

法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、特に社会福祉法改正に伴う変更点に関して、多くの法人において複数の誤りや問題点が見受けられた。また、会計管理においても、規程や計算関係書類に不備が見受けられたため、適宜指導を行った。〔指摘内容は次頁参照〕

指導監査ガイドラインに基づき改善を要する事項（文書指摘）については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行い、期限までに改善できない事項は改善計画（方針等）を提出させ、内容の確認を行った。

必要に応じて、追加での拳証資料の提出、実地での事後指導等を行い改善の徹底を図ることとしている。

令和元年度 社会福祉法人指導監査結果【指摘分類別】

指摘事項		文書	口頭	助言	計
I 法人運営		7	74	36	117
共通					
★	履歴書・誓約書・承諾書等の未徴取及び遅延(一部、賞罰欄・任期漏れ)	2	6	7	15
	評議員選任・解任委員会の運営不備(委員任期誤り、委員と事務処理職員が同一者、事務処理職員の理事会の承認漏れ、開催が理事会で未決定、委員へ報酬支給(規程:無報酬)など)		21	2	23
	評議員会・理事会の決議で特別の利害関係を有する者の有無を確認していない		3		3
	議事録の不備(経過の要領が不明瞭、添付資料漏れなど)	1	11	3	15
	各種規程(定款細則など)の不備(規程間で、相違・重複有り)		1	4	5
	起案・決裁の不備(理事会等の開催、招集通知等の発送で決裁無し)		2	10	12
	監事監査の不備(理事会の前日に監査、事前の資料配布無し、監査報告書に必要な記載事項漏れ)	1	2	2	5
3 評議員・評議員会					
(1)評議員の選任					
★	評議員選任を一括決議する場合に同意を得ていない(同意を得ていることが確認できない)		3		3
	評議員会に2年間全く出席していない評議員がいる		1		1
(2)評議員会の招集・運営					
★	計算書類等が、定時評議員会の日(2週間前)の日から備え置かれていない(決算理事会から定時評議員会まで中14日間空いていない)		1		1
	評議員会の議題・議案が理事会で決議されていない	1			1
★	決議を行うことが出来ない事項が決議されている(事業報告・監事監査報告)、決議しなければならない事項が決議されていない(費用弁償)		1	2	3
	議事録への議事録作成者未記載		3		3
★	招集通知への添付資料漏れ(事業報告)、役員選任の決議が挙手で行われていない		2		2
4 理事					
(4)理事長					
★	理事長の職務代理が指名されている			1	1
5 監事					
(2)選任及び解任					
★	監事選任の際、現監事の過半数の同意を得ていない(同意を得ていることが確認出来ない)		4		4
6 理事会					
(1)審議状況					
	招集手続きの省略・決議の省略で同意書の徴取漏れ、招集通知の発送遅延		2		2
	計算書類・計算書類の附属明細書が決議されていない(一部、決議漏れ)	1	4		5
	監事監査報告が決議されている、理事長選定の決議が挙手で行われていない		1	4	5
★	理事長の職務執行報告が必要回数行われていない、業務執行理事の職務・権限が不明確		4		4
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬					
★	定款≠規程、定款≠運用実態、規程が評議員会で未決議、規程の不備(支給日未規定)	1	2	1	4
II 事業		2	7	0	9
1 事業一般					
	定款に記載のない事業(公益事業)を行っている		1		1
2 社会福祉事業					
	社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てている(役職員飲食費など)	2	5		7
	年度を超えて拠点区分間の貸付金・借入金がある(保育所委託費)		1		1
III 管理		7	70	36	113
1 人事管理					
	規程不備(就業規則、給与規程、育児・介護休業規程など)			5	5
	事務分掌(職名・氏名記載)未作成、辞令・委嘱状未交付			15	15
	24条協定実態と乖離、役職員の研修未実施			3	3
3 会計管理					
(2)規程・体制					
	内部牽制に配慮した体制となっていない(銀行印と預貯金通帳を同じ場所で管理)、現金が鍵のかかる場所で保管されていない		1	1	2
	経理規程・経理規程細則の不備(最新に未改訂、共通経費按分・積立金未規定、請書の徴取基準未規定、国の通知に則してない)、規程無し(インターネットバンキング・キャッシュカード)	2	13	7	22
(3)会計処理					
	計算書類が一部未作成、計算書類の不備(数値誤り、計算書類間での数値の相違)	1	2	2	5
	国庫補助金等特別積立金が未計上、寄附金の勘定科目誤り	1	2		3
(4)会計帳簿					
	理事長報告(決裁)無し(月次試算表、固定資産現在高(固定資産管理台帳))		9		9
	会計帳簿が書面として未作成(電磁的記録での作成規定無し)、領収書未徴取		3	1	4
	寄附金台帳未整備、会計帳簿の作成不備(数値誤り、作成期限超過)		3		3
(5)附属明細書					
	計算書類の注記・附属明細書の不備(金額誤り、記載誤り、記載漏れ)	1	9		10
	財産目録(基本財産)≠定款(基本財産)	1			1
その他					
	小口現金の不備(残高確認・精算未実施、限度額超過、職員の立替払、出納帳未作成)		8	2	10
	前期末支払資金残高多額(本部拠点)、費用弁償の内訳が不明確		2		2
4 その他					
(3)情報の公表					
★	ホームページで公表されている規程が決議されている規程と相違		1		1
(4)その他					
	登記の遅延(資産総額、理事長就任)		2		2
	契約事務等の不備(理事会承認無し、見積業者数不足、請書未徴取、完了検査・納品検査未実施、自動更新契約の決裁無し、執行何無し)	1	15		16
計		16	151	72	239

★社会福祉法改正関係